

「北九州市自殺対策計画」の期間延長について

「北九州市自殺対策計画（以下、現計画という）」は、自殺対策基本法に規定する「市町村自殺対策計画」として、平成29年度に策定された（計画期間：10年間）。

現計画は、令和8年度末に終期を迎えることから、令和9年度を始期とする「第2期北九州市自殺対策計画（以下、第2期計画という）」の策定が必要となるが、下記理由により、現計画の期間を延長するもの。

1 内容

- (1) 現計画の期間を1年延長し、終期を令和9年度末とする。
- (2) 第2期計画の開始時期を令和10年度とする。

2 延長の理由

- (1) 自殺対策基本法では、「市町村自殺対策計画」は、国の「自殺総合対策大綱」等を勘案して定めるものとする規定されている。
- (2) 国の「自殺総合対策大綱」は、おおむね5年を目途に見直しが行われており、次期改訂は、令和9年度となる見込みである。
- (3) 上記を踏まえ、現計画の期間を1年延長し、第2期計画の始期を令和10年度とするもの。

3 策定時期変更に伴う対応について

- (1) 「こころの健康に関する実態調査」の実施について
第2期計画の策定に合わせ、令和8年度に実施する。
※調査の詳細（対象や調査項目等）については、今後検討する。

4 参考

【現行】 ◎・・・策定 ●・・・改訂 ○・・・評価・見直し（議会報告） ☆・・・調査実施 ※太枠・・・計画期間（10年間）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国大綱	●					●					●	
市計画	◎		○		○		○		○	計画策定準備	◎	
市調査				☆					☆			

- ・ R8年度に第2期計画策定準備を行い、R9年度より第2期計画を開始する。
- ・ R7年度に「こころの健康に関する実態調査」を実施する。

【変更後】

※太枠・・・計画期間（10年間⇒11年間）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国大綱	●					●					●	
市計画	◎		○		○		○		○	計画策定準備	→◎	
市調査				☆					→☆			

- ・ R9年度に第2期計画策定準備を行い、R10年度より第2期計画を開始する。
- ・ 「こころの健康に関する実態調査」についても1年延長し、R8年度に実施する。